

令和8年度

旭川農業水利事業

旭川地区環境配慮調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

旭川農業水利事業 旭川地区環境配慮調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営旭川土地改良事業計画に係る「国営旭川地区 環境配慮計画」に基づき、事業実施による工事施工等の影響及び対策の効果を把握するための環境調査を行うものである。

(場所)

第1-3条

業務位置は、秋田県横手市下境地内ほかで別添1位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
- 4 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

- 1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木、農業農村工学、農村環境 建設-建設環境 環境-環境保全計画、自然環境保全
	農業	農業土木、農業農村工学、農村環境
	環境	環境保全計画 自然環境保全
	建設	建設環境
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木 建設環境	
博士(農学、環境学)		

2 別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-6条

1 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-7条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-8条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計技術指針	(公社)農業農村工学会	平成27年5月
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	(公社)農業農村工学会	平成16年5月
農業農村整備における景観配慮の手引き	(公社)農業農村工学会	平成19年6月
国営土地改良事業地区における環境との調和への配慮に関する計画の作成について	—	平成19年2月

(貸与資料)

第2-2条

本業務における貸与資料は、次のとおりとする。

分類	貸与資料	数量
業務報告書	平成29年度 旭川農業水利事業 旭川地区環境配慮調査業務	1式
業務報告書	平成30年度 旭川農業水利事業 旭川地区環境配慮調査業務	1式
業務報告書	令和2年度 旭川農業水利事業 旭川地区環境配慮調査業務	1式
業務報告書	令和3年度 旭川農業水利事業 旭川地区環境配慮計画検証業務	1式
業務報告書	令和3年度 旭川農業水利事業 旭川地区環境配慮調査業務	1式
業務報告書	令和4年度 旭川農業水利事業 旭川地区環境配慮調査業務	1式
業務報告書	令和5年度 旭川農業水利事業 旭川地区環境配慮調査業務	1式
業務報告書	令和6年度 旭川農業水利事業 旭川地区環境配慮調査業務	1式
業務報告書	令和7年度 旭川農業水利事業 あいののダム周辺重要植物移植業務	1式
その他	国営旭川土地改良事業計画書	1式
その他	国営旭川地区 環境配慮計画書	1式
その他	国営土地改良事業 旭川地区全体実施設計書	1式

上記以外に必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-1条、第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、作業時点の最新版を用いることとし、作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別添2【作業項目内訳表】に示すものとする。

また、環境配慮計画の見直しが必要となった場合は、監督職員と協議する。

作業項目	数量	備考
1 計画準備	1式	
2 環境現地調査	1式	
3 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- 1 現地調査の実施時期、調査手法、調査地点の設定は、国営旭川地区環境配慮計画及び過年度調査報告書を基本とし、現地踏査及び既存資料により地域環境の概況を把握した上で、監督職員と打合せにより決定するものとする。
- 2 貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 3 特に留意する点がある場合には、調査報告書等に記載するものとする。
- 4 環境現地調査計画及び調査結果取りまとめに当たっては、過年度業務での検討結果を踏まえ、地区全体での調査結果との整合を図らなければならない。
- 5 同定に当たっては、専門的な知識、資格を有する者が主体となって行うものとする。
- 6 魚類調査の実施に当たっては、発注者が貸与する特別採捕許可書を必ず携行するものとし、調査終了時には遅滞なく返却するものとする。調査実施に当たっては特別採捕許可証の許可条件の内容を遵守し行うものとする。

また、魚類調査の実施に必要な関係機関との調整等は発注者が行う。

- 7 受注者は業務実施中に疑義を生じた場合、速やかに監督職員の指示を受けなければならない。
- 8 受注者は業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守し、作業の安全を図らなければならない。
- 9 本地区のかんがい期は、5月6日～9月7日、非かんがい期は、9月8日～翌年5月5日である。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機

能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回	作業着手段階
第2回	環境現地調査結果（春季）取りまとめ段階
第3回	環境現地調査結果（夏季）取りまとめ段階
第4回	環境現地調査結果（秋季）取りまとめ段階
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会の上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

2 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町2番9号（横手法務合同庁舎1階）

東北農政局旭川農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- 6 その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

本特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1（第1－5条、第4－1条関係）

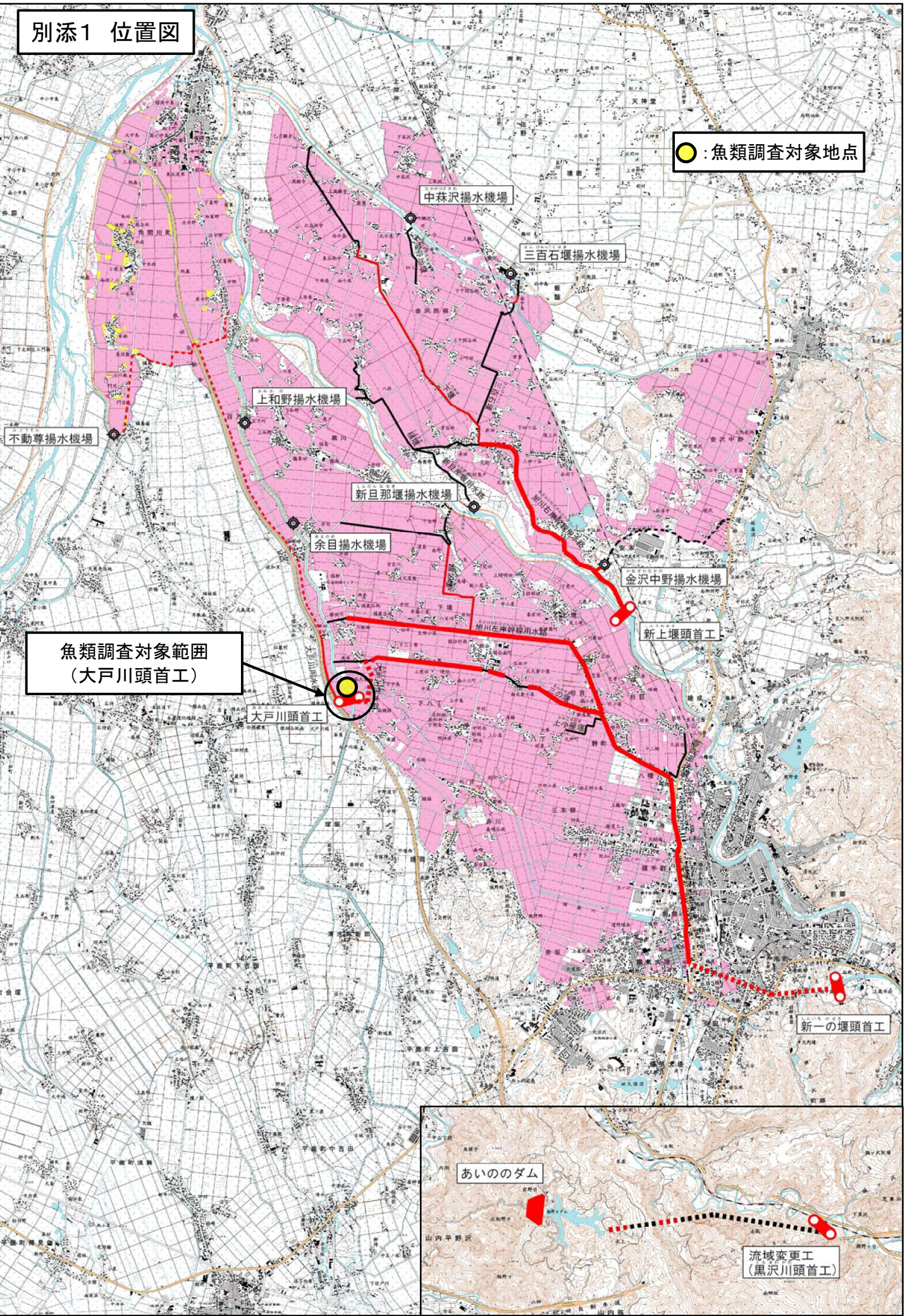
【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント （土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に10分の5を乗じ て得た額

別添1 位置図

● : 魚類調査対象地点



魚類調査対象範囲
(大戸川頭首工)

大戸川頭首工

あいののダム

流域変更工
(黒沢川頭首工)

別添 2 【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施	備考
1. 計画準備			
1-1 現地踏査	調査地点の設定及び調査計画書の作成を目的として地区内及び調査対象地周辺の現地踏査（概査）を行う。	○	
1-2 計画立案	貸与資料を基本に、調査計画を立案し調査計画書を作成する。	○	
2. 環境現地調査			
<p>下記について現地調査を行う。 なお、捕獲、確認した動植物は可能な限りデジタルカメラで撮影し記録するものとする。</p>			
2-1 魚類調査	<p>大戸川頭首工において、大戸川を遡上する魚類の調査を行い、各施設地点で遡上状況を調査する。また、頭首工周辺における、魚類生息状況及び魚道の機能を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査は、移動漁具（タモ網、サデ網、投網等）や固定漁具（ドウ、セルビン、モンドリ、定置網、トラップ等）を用いて行う。 ・現地調査の記録内容を基に、魚類等の種名を同定し、体長等図表及び目録を作成する。 ・調査結果を踏まえ、調査地点の魚類相の特性を解析・考察する。 <p>・調査地点：大戸川頭首工 ・調査回数：4回（春季×2、夏季、秋季）</p>	○	現地調査、資料整理・同定
3. 点検取りまとめ	調査結果等を取りまとめ、報告書を作成する。	○	